

帯広市建設工事競争入札参加資格者の格付に関する要領

[平成21年4月1日制定]

(目的)

第1条 この要領は、帯広市が発注する建設工事における一般競争入札への参加又は指名競争入札の指名に必要な資格のうち競争入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）の等級別格付（以下「格付」という。）について、帯広市建設工事等競争入札参加資格審査委員会及び帯広市建設工事等入札指名委員会に関する要綱（昭和55年4月1日制定。以下「委員会要綱」という。）第2条に規定する帯広市建設工事等競争入札参加資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）が委員会要綱第8条第1号の規定による格付を判定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(格付工種)

第2条 この要領において格付する建設工事の種類（以下「工種」という。）は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事とする。

(格付方法)

第3条 資格審査委員会は、工種ごとに有資格者の客観的要素による評点（以下「客観点」という。）及び発注者の主観的要素による評点（以下「発注者別評価点」という。）を合計した評点（以下「総合点」という。）を算定し、別表1に定める工種ごとの総合点に応じて格付を行うものとする。

(客観点)

第4条 前条の客観点は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日建設省告示第85号）に基づく審査の項目及び基準により算定された建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の規定による総合評定値とする。

(発注者別評価点)

第5条 第3条の発注者別評価点は、次の各号ごとに得られる点数の合計とする。ただし、合計が115点を超える場合の発注者別評価点は115点とする。

- (1) 帯広市及び帯広市上下水道部が発注する工事における、直近3年間の工事施工成績評定の平均値に応じて次の点数を付与する。

ア	70点以上75点未満	10点
イ	75点以上80点未満	20点
ウ	80点以上85点未満	30点
エ	85点以上	40点
- (2) 競争入札参加資格審査申請（以下「資格申請」という。）日の属する年度又はその前年度のいずれかにおいて、帯広市建設工事優良施工業者表彰又は帯広市公営企業建設工事優良施工業者表彰を受けた者に10点を付与する。なお、随時の資格申請にあつては、直近2ヵ年度のいずれかの年度において、同表彰を受けた者に10点を付与する。
- (3) 帯広市内に建設業法上の本店又は営業所を有し、かつ、資格申請に係る登録が次のいずれかに該当する場合にそれぞれの点数を付与する。

ア	資格申請の登録が本店の場合	30点
イ	資格申請の登録が営業所の場合	20点
- (4) 障害者雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定による障害者雇用状況の報告義務があり、政令で定める障害者雇用率以上の障害者を雇用している場合又は同法の規定による障害者雇用状況の報告義務はないが、同法の基準に基づく障害者を1人以上雇用している場合に10点を付与する。
- (5) 帯広市子育て応援事業所に登録している場合に5点を付与する。
- (6) 帯広市ブロック除雪業務を請負う除雪業務共同企業体の構成員である場合に20点を付与する。
- (7) 帯広市の個人市民税の特別徴収義務があるにも関わらず、これを実施していない場合、10点を減じる。
- (8) 帯広市と防災協定を締結している場合、5点を付与する。
- (9) おびひろ救命アシスト事業の協力事業所である場合、5点を付与する。
- (10) 帯広市消防団協力事業所である場合、5点を付与する。
- (11) 釧路保護観察所に協力雇用主として登録され、十勝管内において直近2年間に、保護観察対象

者等を雇用し又は保護観察対象者等の更生に協力をした実績がある場合、5点を付与する。

(12) 北海道働き方改革推進企業の認定を受けている場合、5点を付与する。

(13) 健康経営優良法人の認定を受けている場合、5点を付与する。

2 前項による発注者別評価点の付与を希望する有資格者は、前項第1号から第3号まで及び第6号による場合を除き、資格申請にあわせ競争入札参加資格審査発注者別評価項目申告書(様式1)を提出しなければならない。

3 第1項第1号に係る基準となる日(以下「基準日」という。)については、申請する年度の4月1日を基準日とし、同項第3号から第13号までに係る基準日については、定期の資格申請にあつては、申請する年度の12月1日を基準日に、また、随時の資格申請にあつては、申請する月の1日を基準日とする。ただし、第1項第4号に規定する政令で定める障害者雇用率以上の障害者を雇用している場合にあつては、基準日における直近の障害者雇用状況の報告に基づくものとする。

4 第3条による格付を行った後、有資格者において、第1項第4号から第13号までのいずれかの事項に変更があり、発注者別評価点の再審査を求める場合にあつては、競争入札参加資格審査発注者別評価項目再審査申告書(様式2)を提出しなければならない。この場合において、当該申告書の提出時期は、随時の資格申請の受付期間内とする。

(標準請負金額)

第6条 格付工種について、資格審査委員会が委員会要綱第8条第2号の規定による一般競争入札の参加に必要な資格を決定するとき又は委員会要綱第10条の規定による帯広市建設工事等入札指名委員会(以下「指名委員会」という。)が入札参加者を選定するときに標準とする請負金額は、別表2のとおりとする。

2 資格審査委員会又は指名委員会(以下「資格審査委員会等」という。)は、次の各号に該当すると認められるときは、前項の規定に係わらず資格の決定又は選定(以下「資格決定等」という。)をすることができるものとする。

(1) 高度な技術を必要とする工事又は施工に際し特殊な事情等で制約を受ける工事及びその他資格審査委員会等が特に必要と認める工事にあつては、上位等級を資格決定等することができるものとする。

(2) 施工が容易であると認められる工事にあつては、直近下位等級を資格決定等することができるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年11月13日から施行する。

2 改正後の帯広市建設工事競争入札参加資格者の格付に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後になされた申請(平成26年度に行われる競争入札に係るものを除く。)の取扱いについて適用する。

(基準日の特例)

3 この要領のうち、第5条第3項で定める第1項第9号に係る基準日については、平成26年度に受付する定期の資格申請に限り、申請日を基準日とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年11月17日から施行する。

- 2 改正後の帯広市建設工事競争入札参加資格者の格付に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後になされた申請（平成 28 年度に行われる競争入札に係るものを除く。）の取扱いについて適用する。

（基準日の特例）

- 3 この要領のうち、第 5 条第 3 項で定める第 1 項第 10 号及び第 11 号に係る基準日については、平成 28 年度に受付する定期の資格申請に限り、申請日を基準日とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 2 年 11 月 20 日から施行する。

- 2 改正後の帯広市建設工事競争入札参加資格者の格付に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後になされた申請（令和 2 年度に行われる競争入札に係るものを除く。）の取扱いについて適用する。

（基準日の特例）

- 3 この要領のうち、第 5 条第 3 項で定める第 1 項第 12 号及び第 13 号に係る基準日については、令和 2 年度に受付する定期の資格申請に限り、申請日を基準日とする。

附 則

この要領は、令和 6 年 11 月 20 日から施行する。

別表1 (第3条関係)

等級 工種	A	B	C
土木一式工事	900点以上	750点以上 900点未満	750点未満
建築一式工事	900点以上	750点以上 900点未満	750点未満
電気工事	800点以上	800点未満	
管工事	800点以上	800点未満	
舗装工事	850点以上	850点未満	

別表2 (第6条関係)

等級 工種	A	B	C
土木一式工事	2,500万円以上	1,500万円以上 4,500万円未満	2,500万円未満
建築一式工事	2,500万円以上	1,500万円以上 4,500万円未満	2,500万円未満
電気工事	500万円以上	2,000万円未満	
管工事	500万円以上	2,000万円未満	
舗装工事	1,000万円以上	2,000万円未満	

競争入札参加資格審査発注者別評価項目再審査申告書

年 月 日

帯広市長 様

申請者 (本店)	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	法人番号	

先に提出した 年度競争入札参加資格審査申請にかかる発注者別評価項目申告書の申請事項に変更が生じたことから再審査を願いたく、関係書類を添えて次のとおり申告します。また、3～7の項目が〔有〕の場合、必要に応じ帯広市職員が調査・確認することに同意します。なお、この申告書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

	項目	有	無
1	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の雇用状況について ① 報告義務がある事業者で法定雇用率（ %以上）達成の有無 ※有のときは申請する月の1日時点における直近の報告書の写しを添付してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② ①による報告義務のない事業者で法律に基づく障害者を1人以上雇用の有無 ※有のときは障害の程度がわかる書類（身体障害者手帳など）の写し及び雇用を確認できる書類（雇用保険被保険者証など）の写しを添付してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	帯広市の市民税の特別徴収実施の有無 ※特に書類等の提出の必要はありません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	帯広市子育て応援事業所登録の有無 ※特に書類等の提出の必要はありません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	帯広市ブロック除雪業務を請負う除雪業務共同企業体の構成員であることの有無 ※特に書類等の提出の必要はありません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	帯広市との防災協定の締結の有無 協定の名称 [] 加入している組合名 [] ※特に書類等の提出の必要はありません。団体の構成員として締結している場合も対象です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	おびひろ救命アシスト事業協力事業所の該当の有無 ※特に書類等の提出の必要はありません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	帯広市消防団協力事業所の該当の有無 ※特に書類等の提出の必要はありません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	保護観察所登録協力雇用主の実績の有無 ※有のときは協力雇用主活動実績証明書（様式3）を添付してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	北海道働き方改革推進企業の認定の有無 ※有のときは認定書の写しを添付してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	健康経営優良法人の認定の有無 ※有のときは認定書の写し（次年度における認定の申請をしている場合は申請書の写し）を添付してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<添付書類>

- ①総合評定値通知書の写し
- ②納税証明書の写し
 - ア 市内に本支店等がある場合
帯広市税の完納証明及び消費税及び地方消費税の未納がないことの証明
 - イ 市内に本支店等がない場合
消費税及び地方消費税の未納がないことの証明

- 注1 「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」及び「舗装工事」のいずれかに登録され、各項目に変更があるため再審査を希望する場合に提出してください。(各項目の有無に☑)
- 注2 「1の①」を除き、**申請する月の1日時点**での状況を回答してください。
- 注3 この報告書の記入内容に事実と相違することが明らかになったときは、帯広市等が発注する建設工事の入札に参加できなくなることがあります。

協力雇用主活動実績証明書

項目		証明内容	
雇用主	所在地		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	協力雇用主に 登録した日	年 月 日 登録	
実績	活動エリア	十勝管内	
	雇用	対象者	保護観察 ・ 更生緊急保護 対象者
		期間	年 月 日から 年 月 日まで
	事業	種別	事業所見学会 ・ 職場体験講習 その他（ ）
		対象者	保護観察 ・ 更生緊急保護 対象者
		実施日	年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

釧路保護観察所長 印

注1 内容を記入の上、釧路保護観察所（釧路市 ）又は釧路保護観察所帯
広駐在官事務所（帯広市 ）で証明を受けてください。

注2 記入にあたって不明な点は、釧路保護観察所帯広駐在官事務所（電話 - - ）
にお問合せください。